

令和4年度 第2回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日 時 令和5年1月20日(金)  
午後2時から午後3時30分まで  
会 場 東大手庁舎 2階 研修室A

1 開会

2 学習教育部長挨拶

本日は、第2回目の開催である。本県の特別支援教育の推進にあたり、それぞれの立場で御尽力をいただいていることにお礼を申し上げる。

本県では、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とする、第2期愛知県特別支援教育推進計画、通称、愛知・つながりプラン2023に基づき、障害の有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けた特別支援教育の一層の充実を図って取り組んでいる。来年度が最終年度となるので、現在、これまでの取組の評価を踏まえて、次期計画の策定に向けた準備を進めている。近年、特別な支援を必要とする子供の数は増加傾向にある。本協議会の目的である教育、福祉、医療、労働等が一体となって、障害のある子供とその保護者の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業まで生涯にわたって一貫して支えていくためのシステムを構築していくことがこれまで以上に求められている。

委員の皆様から、本県の特別支援教育について、忌憚のない御意見をいただきたい。

3 会長挨拶

今回は、「県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組」というテーマで議論していく。それぞれの機関、保護者の立場など忌憚のない御意見をいただいて、県の特別支援教育の推進に寄与できればと考えている。

4 副会長挨拶

特別な支援を必要とする子供に対して、生涯にわたって一貫した支援を行うことについては、令和3年1月にまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」のなかで、「関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実」と書かれており、就学前からの連携、在学中の連携、卒業後の連携が挙げられている。子供たちの在学中に、関係機関の連携に必要な、個別の教育支援計画等は重要な役割を果たしている。昨年11月に発表した愛知県総合教育センターでの通級による指導の充実に関する研究のなかで、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、通常の学級と通級指導教室での一貫した支援をつなぐ役割を十分に果たしている成果がみられた。こうした実践の成果を、総合教育センターで実施する研修等で生かしていきたい。本日は、各機関の方々から御意見をいただき、より充実した切れ目のない支援、連携につながるよう協議を深めていきたい。

## 5 議事

### 〔報告事項〕

- (1) 令和4年度愛知県特別支援教育体制推進事業の実施状況等について  
—資料2により事務局から説明—
- (2) 令和4年度発達障害等関連事業の事業内容について  
—資料3によりあいち発達障害者支援センターから説明—  
—資料4により産業人材育成課から説明—

### 〔協議事項〕

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

—事務局から協議のポイントの説明—

会長 各機関における最新の動向について、紹介をお願いします。医療的ケアに関連した話、「初めて働く障害者のためのガイドブック」についての説明、病気療養中の生徒の学習支援制度についての紹介をお願いします。その後、紹介していただいた事例や情報等を基に議論を深めていく。

—医療的ケアに関連した動向—

- ・ 現在、県内に医療的ケア児支援センターを7か所、設置している。
- ・ 主な相談内容は就学や就園に関するものであり、学校・園側からの相談も多い。
- ・ 医療的ケア児支援センターと、近隣の学校、近隣市町村の福祉部局との関係作りを進めていく。

—「初めて働く障害者のためのガイドブック」についての説明—

- ・ 令和3年8月に初版を発行し、令和4年8月に時点修正を行い、再発行した。
- ・ ガイドブックの主な配布先は、県内の大学等、専門学校、特別支援学校等、障害者就業生活支援センター、ヤング・ジョブ・あいち等である。
- ・ 現状は、労働の側が障害のある方に気付くことは難しい面もあるため、福祉の側と連携しながら、障害のある方の就労をサポートしていく。

—病気療養中の生徒の学習支援制度についての説明—

- ・ 病室や自宅を在籍校の教室とつなぎ、同時双方向のオンライン授業が可能となっている。
- ・ 県立学校において、病院等への訪問教育が可能となっている。
- ・ 大府特別支援学校の医教連携コーディネーターが相談窓口である。
- ・ 本制度を持続・充実させるためにも学校と医療機関だけでなく、それらを統括する行政が主体となって連携会議等を行うことが大切である。

会長 それぞれの取組等の紹介を受けて、将来的に子供たちの自立と社会参加を実現するためにはどうしたらよいかを考えていきたい。最初に、保護者の視点から、御意見をいただきたい。

委員 病気療養中の学習支援について、以前は、病気療養中の子供は学校の授業を受けることが難しく、家庭教師をお願いし、学習支援をしていた時代があった。家庭教師をお願いすることができないと、学習支援をすることが難しいという状況を思うと、現在は随分変わったと感じた。また、資料に、病気療養中の学習支援は、1日につき2時間、週3日6時間が上限と書かれているが、授業を受ける子供の体力的に、これぐらいの時間が現実的な数字なのかもしれない。聞きたいのは、本人が授業の教科を選ぶことができるのか、本人の希望に沿って先生が授業内容を考えてくれるのか、級友と一緒に授業を受けているような形態なのか、休憩時間に友達と話ができるのかなどである。以前に比べると、画期的な取組だと思ふ。

「初めて働く障害者のためのガイドブック」は、私自身もしっかり見て勉強しなければならぬと思っている。ガイドブックは分かりやすく作ってあるが、知的障害のある方が理解できる内容ではない。このようなガイドブックは、働く場である企業の方に触れてもらいたい。先ほどの説明の中で、私が素晴らしいと思ったのは、就業促進課の方が、困っている本人をこちらからキャッチしていくのが難しいとおっしゃっていたことである。そこに気が付いて、そこはなかなか拾えないのだけれどと思っていることが、知的障害や自閉症のある方からすると、ありがたい。加えて、企業は自分たちが雇っている労働者を守るという発想で、福祉的視点をもつ仕組みづくりを取り組み始めることができれば、社会の中での理解が少しずつ改善するのではないかと思う。

会長 授業の内容等の選択についての話をしていただきたい。

委員 訪問教育という教育形態は、全ての教科を網羅するものである。授業の時間は非常に少ないが、主要5教科を生徒自身が自習できるようにプリント等を使って指導している。現在は、タブレットも使用している。病棟で自主学習ができる体制を作れるような教材を準備し、授業を行っている。しかし、実際、実技教科の指導は難しく、長期休業のときに作った作品を評価したり、体育の実技的なことは、可能であれば運動できる部屋等に行き、本人ができそうなことに取り組みさせて評価したりしている。生徒が教科を選ぶ形ではなく、このような形で授業を実施し、評価をし、通知表を作成している。児童生徒が退院して、地元の学校に戻るとき、特別支援学校でどのような学習内容を行い、どのような評価をしたのかをしっかりと伝えられるように取り組んでいる。

家から出られない程度の病弱の児童生徒に対しては、家庭と学校をつないで授業を行っている。もちろん、これまでも小学部、中学部、高等部において実践している。今は、遠隔授業でのノウハウが積み上がってきているので、今後、おそらく、オンライン授業が教育の一つの形として広がっていくのではないかと、個人的に思っている。

委員 訪問教育について、男性の教員が訪問されると近所の人から変な目で見られるのではないかと思ひ、学習の機会を保護者の側が遠慮するという話を聞いたこと

があるが、実際にはどうなのか。

会長 訪問教育の場合の家庭への配慮は、現場では何かあるか意見を伺いたい。

委員 確かにそういった側面もあるかと思う。特別支援学校では、家庭への訪問教育を行っているが、自宅を訪問する場合は、そのような面に配慮するところがあり、女性の教員が行くことが多い。男性の教員が行くことは、あまりないということもおかしいかもしれないが、自宅の中に入っていくので、そのような配慮を行っていると思う。

委員 「初めて働く障害者のためのガイドブック」の5ページの、職業準備性については、とても分かりやすく書いてある。私の立場からも、保護者に対し早い段階から、就労するにはこのような力が必要であることを伝えたい。

会長 私もこのガイドブックを見て、いろいろな情報が網羅されていて非常に分かりやすいと思った。例えば、学校の保護者会でこのような資料を使って、進路の先生が話をすると、入口から出口までが分かってくると思う。また、委員から話があったように、ルビがあるなど、当事者のお子さんが見て分かるような資料が、これからの時代には求められる。現在の内閣府は、知的障害者向けのパンフレットも同時に発行している。今後、増刷や改訂されるときには、県は、そういうことにも取り組んでいくと、当事者を蔑ろにしているとアピールできる面もある。そのあたりの御指摘は、貴重な御意見として反映できればありがたいと思っていた。

協議のポイントの②について、資料により市町村教育委員会における関係機関との連携の状況を情報提供していただいた。みよし市は、他の市町村の参考になる、画期的な取組を行っているので、全県に広げてほしいといつも感じている。是非紹介していただきたい。

#### —みよし市特別支援教育連携協議会についての説明—

- ・平成22年度に設立した。
- ・設立段階から、福祉部の障害者自立支援協議会と両輪の形を取っている。
- ・特別支援教育連携協議会は、自立支援協議会の医療的サポート部会と共同で、医療的ケア児教員対象研修会を開催している。
- ・特別支援教育連携協議会が中心となり、昨年度から今年度にかけて、医療的ケアの運営協議会の設置、ガイドラインの策定を行った。

会長 とても貴重な取組を伺うことができた。福祉の分野で、自立支援協議会は全国に広がって定着しており、障害者の地域支援を行っている。しかし、特別支援教育を行っている小中高の12年間は、ブラックボックスになっているという意見を言う人がいるぐらい、学校にいる間は地域との関係が絶たれてしまう実態も否めない。障害のある子供が学校を卒業した後、地域に出てきて、どうしたらよいか分からなくなってしまうなど、各機関の連携がうまくいっていなかった実態もある。従って、国は教育の分野でも連携協議会を作ることを提唱して、現在、その取組が進んでいる。ただし、この取組は自治体によって大きな差がある。みよし市のような取組は全国的にも非常に画期的である。私自身いくつかの地域の

協議会の様子を拝見させていただいているが、このような自治体にいる先生と保護者とそうではないところで、明らかに差が出ている状況が垣間見えたかと思う。

全体を通して、地域で障害のある子供たちをどう見ていくのかという視点で御意見をいただきたい。

委員 先程、医療的ケア児の情報提供をさせていただいた。私たちも、みよし市の医療的ケア児の生活の場面で関わっている訪問看護ステーションやサービスを提供されている方々から、市の行政、学校、福祉、医療がうまく連携されていて、非常にやりやすいという話を伺っている。福祉部の自立支援協議会と教育部の特別支援教育連携協議会がうまく連携していることについても、話を聞き、納得することができた。私たち福祉が中心になる部門において、みよし市の取組を積極的に、良い事例として、市町村の福祉サイドの方に情報提供していきながら、県内全体の地域で支える連携を進めるとともに、市町村格差がないような形にしていきたい。

会長 その他いかがでしょうか。

委員 障害がある児童生徒をサポートする大人は、小中学校等には配置されているのか。

委員 みよし市特別支援教育連携協議会全体会の資料の中でも触れているが、みよし市は、比較的多くの支援員が配置されている。特別支援教育対応教員補助者として、特別支援教育に携わる先生たちに対して支援員を配置している。この方々が市内12校（小学校8校、中学校4校）で43名配置されている。1人年間約900時間の時数で、本校（350人の児童数）の場合、3人配置されている。運用については各校に任されているので、特別支援学級に配置する学校もあれば、通常の学級で個別の支援を要するようなところに配置する学校もあれば、固定的ではなく流動的に期間によって配置の学級が変わるような形の学校もある。肢体不自由の児童生徒に関しても、同様に必要に応じて、配置された特別支援教育対応教員補助者を当該校で割り当てることもある。さらに、個別の支援が日常的に必要な児童生徒に対しては、市教育委員会が補助者の増員を検討するケースもある。

委員 かつては保護者が付き添うことが条件で、地域の小学校に肢体不自由のある児童を通わせるという風潮もあり、それをずっとやり続けた保護者もいた。地域の子供たちと一緒に過ごさせてあげたいという強い思いがあると、特別支援学校の肢体不自由の定員を減らして、地域の小学校の方に異動させるなど、人数調整のような動きはあるのか。

委員 基本的に特別支援学校の人の配置は、県と市町村では別なので、県立学校が減ったからといって、それを市町村立の学校に回すことはない。支援員のような制度も各市町村で行っており、県立学校にもそういった制度があるので、その中で人を配置している。

委員 生活上の安全の確保と人的な手間がどれぐらいかかるのかとのつり合いだと思うが、そのようなことが保護者の負担だけで行われていた時代もあるので、素晴らしい取り組みであり、今後、広がっていくと良いと思う。

会長 最後に全体を通してコメントをいただきたい。

委員

本日の協議に参加し、関係機関が障害に困難を抱える子供たちに対して、様々な支援体制を整えることがよく分かり、私自身大変勉強になった。例えば、資料4のところで、愛知障害者職業能力開発校の現状について話をいただいたが、私自身も何度か開発校を見学したことがある。学歴別で見ると新卒が少ない状況であるので、おそらくどこかで進学や就労されていた方が進路変更を行い、こちらの開発校で勉強されていた方が多いのではないかと思う。最近では地域で暮らし、地域で働くことが基本になっているので、多くの方は自宅に近い就労移行支援事業所のA型などを利用しながら、就労のスキルを身に付けているような背景があるように思う。このような開発校に通いやすい、学びやすい環境を整えられれば、入校者がもう少し増えるのかなと思ったので、例えば、最寄り駅からのバスを出すなどの取組があると良いと考えていた。

「初めて働く障害者のためのガイドブック」については、本当に分かりやすい内容で素晴らしいと思った。5ページに、「就労に必要な力とは」ということが書かれているが、健康管理・生活管理が重視され、職業適性の中の学力（必要な知識や技能）が最後の5番目にあることが特徴かと思う。

私自身、大学生に特別支援教育を教えたり、最近では教職大学院で学ぶ現職の教員を指導したりする機会がある。その中で、小中学校の特別支援学級の担任から、進路指導が分からないという話を聞いている。また、小中学校の先生が通常の学級を担任し、教科指導や学級経営について日々で努力されていることを理解している。しかし、様々な困難を抱える発達障害の子供たちが18歳になったときに、どのような進路に進んでいるのか、どのような大人になっているのかが分かっていないまま、目の前の子供たちの対応に追われているという話を聞いている。

特別支援学校の先生方は、就労に対する指導・支援、自立活動を中心とした児童生徒の自立に関する指導・支援に対して、熱心に取り組まれている。特別支援学校の取り組みを参考にして、小中学校の先生方が発達障害のある子供たちに対して、どのような進路を選んでいるのかということについて、実際に社会で活躍されている発達障害のある方々が働く姿や、当事者について学ぶような機会があると良いと思う。

市町村の特別支援教育推進協議会などによっては、特別支援教育に関わる先生方の研修において、就労移行支援事業所の見学に行ったり、障害者雇用について取り組んでいる企業を訪問したり、特例子会社を訪問したりしている。是非そのような取組を学校現場に広めていただきたい。

学力を高めるため、プリント学習を重ねることだけに囚われてはいけない。もちろん学力保障は大事なことだが、その子供の適性を見出し、得意なところを就労につなげるような取組が小中学校・高等学校にもっと広がってほしい。そのためにも、高等学校の特別支援教育が更に進んでほしいと思う。今後は、高等学校の通級指導の場を少しずつ広げて行ってほしいし、もっと多くの先生に定時制高校の取組への理解を広めていただきたい。定時制高校の昼間・夜間のコースでは、先生方は様々な工夫をして指導されていると思う。そういった点について、小中学校と高校の連携を深めていくことが、今後の課題になるのではないかと思う。

最後に、3年ほど前、私がある私立中学校を見学したとき、ウェブを活用して、

中学校に通いづらいと思っている生徒への在宅学習の指導を行っていた。新型コロナウイルスが流行する前から、ウェブ活用が当たり前のように指導されている状況があった。現在は、ウェブ活用が更に広がっており、対面とウェブ活用をハイブリットで対応していくと、学校に通いづらい子供たちの学ぶ機会が広がっていくと感じている。実際、現在は、大学でもそのような取組を行っており、大学に通いづらいと感じる学生に対して、対面とウェブの両方を活用している。本学以外の大学でも、そのような活用を行っていると聞いている。従って、そのような取組が高等学校や小中学校でも進んでいくことを期待したい。

会長 時間になったので、本日の協議は以上で終了する。

## 6 その他

—事務連絡（事務局）—

議事録をWebページに掲載予定であること

## 7 特別支援教育課長挨拶

本日、会長、副会長には議事運営でお世話になった。また、委員の皆様方には、特別支援教育に関わる様々な立場から本県の特別支援教育体制推進について貴重な御意見を賜り、誠にありがたい。

県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援を必要とする子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組をテーマとして、協議を進めた。その中で、特別な支援が必要な子供に対して関係機関が連携して進めている取組について、貴重な御意見をいただいた。また、みよし市の好事例の紹介もいただいたが、今後の市町村の取組を進めていく上で大変参考になるものもあった。いただいた御意見を基に、教育、福祉、医療、労働等の各分野が一体となって一貫した支援を行えるように、県内の関係機関のネットワーク強化に取り組みたい。これからも、御支援・御協力をお願いしたい。

## 8 閉会